

開始 午後3時00～

司会

それでは、定刻になりましたので、第10回熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきます。本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、本日配布いたしております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「委員名簿」「会次第」「席次表及び出席者名簿」と冊子で「審議会会議資料」の以上4種類の資料を配布いたしております。もし不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。ご確認ありがとうございます。それでは、お手元に配布いたしております「会次第」に従いまして、進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、桑原会長からご挨拶をお願い申し上げます。

桑原会長

皆さんこんにちは。第10回目の熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきます。前回皆さんにお会いしたのは4月13日で、それから2ヶ月あまり経ちました。お久しぶりにお目にかかりますが、これから後半戦に入りますのでどうぞよろしく願いしたいと思います。

前回4月13日に、この審議会として区割りの案と区役所の位置について、幸山市長に答申をいたしました。その後、市の内部で検討を進められて、市議会とも意見を重ねられ、その結果、この審議会の答申どおりの区割りと区役所の位置が決定したということになります。この審議会の答申が尊重されたということで、私も大変嬉しく思っております。

本日はこのあと幸山市長からこの審議会に対して新たな諮問として、区の名前を検討するという課題をいただく予定となっておりますが、後半戦のテーマにつきましてもどうぞよろしく願いしたいというふうに思っております。新しく生まれてくるであろう子どもの名前を考えるということは、大変夢と希望にあふれていることでもありますので、後半戦のこの審議会が楽しい仕事になることを期待したいと思っております。

一方で、区の名前を決めるということは、新しいまちづくりの単位となります区シンボルを決めるということになりますし、また市民の皆さんの住所の一部が変わることになります。そういう意味で、市民生活にとって大変関わり合いの深い仕事になると思います。また名前のつけ方にもよりますけれども、区名というものは政令市熊本を外に向かってアピールするための一つの有力な手段にもなりうるとも考えております。そんな意味で大変責任の重い重要な仕事になるかと思っております。また後ほど他の政令指定都市の例につきましても、事務局から説明をしていただくこととなりますが、それぞれの都市で工夫を凝らしながら区の名所を決められておられまして、多くの都市ではスムーズに名前が決まるということになっていたようでございますが、中には審議会の答申に満足でき

ない市民の人たちが、住民投票を求める直接請求を行ったり、あるいは最終的に裁判になったりしたところもあります。それから住民の意見を聞こうということで住民投票を行われたところにおいて、特定の名前の採用に向けて住民が導引されたり、あるいはいわゆる組織票というのが大量に投じられたりして、区の名前の決定に混乱が生じたといったような報道等も目にしたこともあります。私たち熊本市におきましては、そうした他の都市の例を参考にしつつ、熊本市独自のやり方で、新しい名前を付けていきたいと思っております。熊本市にふさわしい名前、それから市民に愛着を持って末永く親しんでもらえるような名前を答申できたらいいなと思っております。この審議会でも委員の皆さんにいろんなアイデアやお知恵を提供していただいて、それを基にしっかり議論をし、一方で市民の皆さんのご意見も十分お聞きして、そしてまたこの名前を付けるということが、市民の皆さんの政令市に対する関心、理解を深めるための一つのきっかけになればいいなと思っております。前回から今回、委員の方3人交代されまして、新しいメンバーの方も加われるということで、平成24年の政令市移行に向けて前半戦に引き続き委員の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会

ありがとうございました。次に、今回新たに委員となられました方が3名いらっしゃいます。本日まで出席いただいております2名の委員の方に、市長がお席にまいりまして、委嘱状をお渡しいたしますので、自席にてご起立の上、委嘱状をお受け取りください。それでは、お名前を申し上げます。緒方 孝雄 様でございます。

【委嘱状 交付】

司会

高木 徳文 様でございます。

【委嘱状 交付】

司会

それでは新たに委員となられましたお二人に、一言ご挨拶をお願いいたします。まずは緒方様からお願いいたします。

緒方 孝雄 委員

今日委嘱状をいただきました緒方でございます。熊本市社会福祉協議会の副会長を仰せつかっております。なにぶんにも不慣れでございます。どうぞ皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

司会

それでは、高木 様よろしくお願いいいたします。

高木 徳文 委員

熊本市PTA協議会副会長の高木でございます。責任の重さを痛感しております。よろしくお願いいいたします。

司会

ありがとうございました。また、本日は所用により欠席でございますが、新たに委員になれるもう一人の委員のご紹介をさせていただきます。熊本市小学校校長会会長の森川和憲 様でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、幸山市長から本審議会が審議すべき内容につきまして諮問がございます。幸山市長、桑原会長よろしくお願いいいたします。

幸山熊本市長

「熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広 様。熊本市の行政区の名称について（諮問）熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定に基づき、熊本市が政令指定都市に移行する場合における行政区の名称について、熊本市行政区画等審議会に意見を求めます。」どうぞよろしくお願いいいたします。

【諮問書 交付】

司会

それでは、諮問にあたりまして、幸山市長がご挨拶を申し上げます。

幸山熊本市長

皆さんこんにちは。それでは一言ご挨拶申し上げます。本日は熊本市行政区画等審議会の皆様方におかれましては、会長を始め大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただきこの10回目の会議を開催させていただきますことができました。本日のご出席、あるいはこれまでのご協力に対しまして心から感謝を申し上げる次第でございます。本日もどうぞよろしくお願いい申し上げます。

先ほど会長のご挨拶の中でいろいろお話がございましたけれども、まずはこれまでの皆様方のご協力に対して改めて御礼を申し上げたいというふうに存じます。昨年11月2日に、行政区画の編成及び区役所の位置について諮問をさせていただいたところでございますが、それから5ヶ月以上の長きに亘り、9回の会議を重ねていただきまして、4月13

日に答申をいただいたところでございます。その間に住民説明会、あるいは住民アンケート等を開催していただきましたり、あるいはこの審議会におきましても熱心な議論を重ねていただいたところではありますが、4月13日まさにこの場であったかと思いますが、答申をいただいたところでございます。そしてその答申を基に、本日は市議会の方から委員として坂田議長をはじめとしまして特別委員会の江藤委員長、上村副委員長もおみえでございますが、議会のほうにご説明をさせていただき、あるいは議会でも議論、検討をしていただきました結果、最終的に5月21日だったと思いますが、臨時議会の場におきましてご決定をいただいたところでございます。改めまして審議会の委員の皆様方、あるいは議会の皆様方に対しまして、この場をお借りし心から感謝を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございます。現在は、いただきました議決を踏まえまして、その区の編成、あるいは区役所の設置に向けましての準備を進めさせていただいているところでございます。平成24年4月1日のスタートに向けまして先ほど申し上げました区の編成、あるいは区役所の設置に向けての準備を本格的にスタートしたところでございますけれども、それだけではなく、県からたくさんの権限が移譲されることとなりますので、その権限移譲につきましてもう終盤に入っておりますが、最後の詰めでございますとか、あるいは国との関係におきましては、これからいよいよ本格的に総務省に対する説明にもかかって参ることとなります。区割り、あるいは区役所の設置だけではなく権限移譲、あるいは国に対する説明、様々な準備を進めながら平成24年4月、万全な中で是非ともスタートを切らなければならないというふうに考えておりますので、皆様方のこれまで以上のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

そして本日諮問をさせていただいたことにつきましては、いよいよ区の名称を決めるという作業に入ることになるわけでございます。先ほどの会長のご挨拶の中でも触れておられましたように、区の名称ということも区割りや区役所の位置と同様、市民の皆様方にとりましては大変関心の高いテーマだというふうに認識をいたしておりますし、他都市におきましては様々な動きもあっているようでございます。大変難しい課題ではございますけれども、どうぞ審議会の皆様方におかれましてはこれまで同様、熱心に議論を重ねていただきまして市民の皆様方にご理解、ご納得がいただけるような結論を導き出していただければ大変幸いに存する次第でございます。今後とも皆様方のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。本日諮問させていただいた、あるいはこれまでのご協力に対するお礼の言葉に代えさせていただきます。またどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。

皆様方には大変申し訳ございませんが、幸山市長はこれより公務のため退席をさせていただきます。

【幸山熊本市長 退席】

司会

それでは、これより本日の議事に入りたいと存じます。熊本市行政区画等審議会要綱第5条第1項の規定によりまして「会長が会議の議長となる」となっておりますので、ここからの進行を桑原会長にお願いいたします。

会長

それでは、審議に入りたいと思いますが、最初にこの会議の成立につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

本日は、委員28名のうち、23名の委員の皆様にご出席をいただいております。従いまして、熊本市行政区画等審議会要綱第5条第2項の規定により本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

会長

ありがとうございました。事務局のご報告のとおり、本日の会議は成立しているとのことでありますので、議事に入らせていただきます。お手元の会議次第に議事として2つ掲げてありますので順番にいきたいと思います。

最初に、「行政区画の編成及び区役所の位置について」熊本市としての方針を決定されたので、それについてのご報告をお願いいたします。

事務局

会議資料の1頁をお開きいただきたいと思います。5月31日に議会の議論を踏まえまして、政令指定都市推進本部において行政区画の編成及び区役所の位置について方針を決定いたしております。まず、1番目の行政区画の編成でございますけれども、答申いただきましたとおり、市域を5つの行政区に区画するという方針を決定いたしております。2番目の区役所の位置につきましても、答申いただきましたとおり、A区からE区までそれぞれの施設に区役所を設置するということを決定いたしております。なお、市長の挨拶の中にもございましたように、5月21日の臨時市議会におきましてD区の用地買収費及びB区、D区の区役所の新增築の設計費、さらにA、C、Eの区役所の改修調査費の承認をいただいているところでございまして、平成24年4月1日には、現地での供用開始の目処がたっているところでございます。

続きまして2頁をお開きいただきたいと思います。当審議会の答申の中にも一部入っておりますが、行政区画の設置にあたって実現すべき事項につきまして、議会の議論も踏ま

え何箇所が付け加えさせていただいた点がございまして、そこを中心にご説明申し上げます。まず、区バスの導入につきましては、答申どおりでございます。次の出張所機能につきましては、前2行につきましては答申どおりでございます、現在の市民センターや総合支所で行っている業務は基本的にこれまでどおりの手続きができるようにするという点でございます。それ以下、「区役所までの距離が遠い、清水、花園、託麻、幸田の4市民センターについて、旧飽託4町の各総合支所と同様の機能へ拡充する。」という方針を新たに決めさせていただいているところでございます。さらに「また」以下でございますけれども、「城南総合支所については、5年の合併特例区設置期間終了後も、総合支所としての機能を維持する。」を書き加えさせていただいております。次に区役所のサービスについてでございます。一部の事務手続きを除き、どの区役所でもサービスが受けられる体制を取るといのは答申にいただいたとおりでございますけれども、付け加えさせていただきまして、道路に関する要望や農業土木関係に関する要望などの取次ぎを、行政内部の手続きを改善し、出張所でも対応できるように検討するという1文を付け加えさせていただいております。さらに保健福祉サービスにつきましても、特に区役所までの距離が遠い施設につきましては、検診場所としての活用はもとより、その他の相談受付等の窓口機能を一部残すことも含め検討するというのを加えさせていただいております。さらに「その他実現すべき事項」ということを付け加えさせていただいております、農林水産業の振興については、組織の強化を図っていくとともに、特に水産業でございますが、海岸線における一体的な確保を図るため、水産振興センターを中心といたしまして、漁業協同組合や区役所と連携を取りながら漁業者の支援を行っていくということを書かせていただいております。さらに、自治会長さんや民生委員さんの会議の開催場所については、区役所に集中することなく、利便性に配慮しながら実施するという方針を決めたところでございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして皆様から何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは4月13日の答申以降の対応につきましては、ただ今の事務局からの説明のとおりということにさせていただきたいと思っております。

それでは議題の2番目に移らせていただきたいと思います。「行政区の名称について」ということで、お手元の会議次第にありますように、最初に「政令指定都市における行政区の名称（区名）について」これは法律とか制度で行政区の名称がどのように位置づけられたり、取り扱われたりしているのかということです。それから2番目に「先行政令指定都市における区名選定事例説明」どういうふうに先行の政令指定都市が区名の選定を進めたかということです。この2つについて、本日は皆さんにご検討、ご審議をいただきたい

と思っておりますが、最初にこれからこの審議会の審議の前提となります政令指定都市における行政区の名称について、まず事務局からご説明をお伺いしたいと思います。

事務局

会議資料の7頁をお開きいただきたいと思います。まず行政区の名称でございますけれども、「1. 区名と住所」でございますが、政令指定都市の区の名称は、住所の一部となります。イメージ的には現在の市名と町字名との間に区名が入るようになります。例としまして、熊本市役所の住所を書いておりますけれども、現在が「熊本市手取本町1番1号」、この間に「熊本市 区手取本町1番1号」というような形で表示されることとなります。根拠法令といたしまして住居表示に関する法律、不動産登記法がございます。これは区の名称が決まりますと、それぞれの役所が自動的に変えるということで、市民の皆様の手を煩わせることはございません。次に「2. 区名の表記」でございます。区名の表記には法律的な制約というのはございませんが、実は市町村名を決める際に総務省の見解というのが出ております。それがここに書いてある分でございます、いわゆるアルファベットとか算用数字は適当ではないというような見解が出ております。付け加えますと区の名称は他市町村の名称、他の政令指定都市の区の名称と同一のものであってもかまわないという見解が出ております。続きまして、8頁9頁をお開きいただきたいと思います。「参考」と書かせていただいておりますけれども、他の政令指定都市の区の名称の一覧でございます。全国の政令指定都市には167の区がございますが、それぞれ工夫を凝らして区の名称を付けられておりますが、ただ今申し上げましたよう、に重複している区名というのが、青葉区が2市というふうに、全部で約42%に当たります70の区が重複をいたしております。この中で東西南北中央、あるいは中区というような方角を示しております区が一番多く見受けられますが、この中で東西南北、中央全てを区名の中に入れてるのが5市ございまして、札幌、新潟、横浜、名古屋、堺の5の政令指定都市は区名の中にこれを入れております。また岡山は全部で4区しかございませんが、方角を区名というふうにされているところでございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。政令指定都市における行政区の名称について一番基本的な制度とか仕組みについてのご説明でした。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか？住所が変わるわけですが、私は時々尋ねられるのは運転免許証とか不動産登記とか健康保険証とか、そういったものの住所の変更手続きは必要なのかというのをよく聞かれるんですが、そのあたりはいかがでしょうか？

事務局

住所に区名が入ることにより今会長がおっしゃいましたような変更手続きというような

ものは、ほとんどの場合は必要ありませんが、一部手続きが必要なものもございます。届出を要するものとして不動産の鑑定業の方、鑑定士及び鑑定士補の登録や飼料製造や輸入販売業者さん等は変更届出が必要となります。それから液化石油ガスの設備士免状の書き換えでございますとかNPO法人の定款、地方自治法による認可地縁団体の規約などについては変更手続きが必要となりますが、一般の市民の方は手続きは不要でございます。

会長

ありがとうございました。他に委員さんからご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

そうしましたら次の「行政区の名称について」の2番目の課題であります「先行政令指定都市における区名選定事例」について事務局からご説明をいただきたいと思います。本日は他都市の事例などを皆さんにお聞きいただいた後、この審議会として区の名称をつけるに当たってどういうふうに進めていったらいいとか、どんなことに留意したらいいとか、そのようなことにつきまして皆さんから自由にご意見をお伺いしたいと思っております。本日いただいたご意見を基に、次回の審議会までに、事務局に今後の進め方、あるいは区名を選ぶ場合の選定の基準のたたき台を作ってもらって、それを基に次回議論したいというふうに思いますので、次回につながりますので事務局の説明をお聞きいただいた後、ご意見をどんどんいただきたいと思っております。それでは事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

資料の10頁をお聞きいただきたいと思います。仙台市以降の政令指定都市の区名の選定事例をご紹介させていただいております。仙台市以前の政令市は20年以上も前ということで資料等も残っておりませんでしたので、仙台市以降の事例をここに記載させていただいておりますけれども、この選定方法は大きく2つに分かれるかと思っております。まず仙台市と千葉市のグループ、それ以外の政令指定都市のグループというふうに分けられております。まず仙台市さん、千葉市さんというのは区名の公募はやっておられますが、その後は行政区画等審議会で区名を決定されております。さいたま市以降の政令指定都市さんは、一旦公募をして、行政区画等審議会で区名の絞込み等を行われた後に、11頁の下段に書いてありますように区名の投票、あるいは区名の意向調査、パブリックコメントみたいなものを実施されて市民の意見を多く聞かれて決定をされております。従いまして後ほど申し上げますけれども、仙台市さんとか千葉市さんは2ヶ月ぐらいで決定をされております。それ以外のさいたま市さん以降は長短ございますけれども、平均にしますと6ヶ月ぐらい期間がかかっております。まず区名の投票とか意向調査はだいたい一緒でございますけれども専用のはがきや郵送、ファックス、Eメール等で受け付けられておまして、11頁の回答数の欄をご覧くださいますと分かりますように、4万とか7万とかかなりの数の回

答があっているようでございます。

続きまして12頁13頁では浜松市、新潟市、岡山市、相模原市の事例でございますけれども、これらの市も一旦区名を募集して、行政区画等審議会におきまして一旦審議をされて、次の段階で意向調査をされているというような経緯でございます。

続きまして14頁15頁をお開きいただきたいと思います。まず14頁でございますけれども、区名選定において基本的な考え方というのをどの政令指定都市でも作っておられます。共通して言えますのは、「簡素で親しみやすい名前である」、あるいは「それぞれの区の特徴が分かるような区名にする」、あるいは「区の一体感の醸成が図れるような区名にする」というような事を設定して審議を進められておられますが、仙台市さんが特徴がございまして、仙台市の設定内容の2番目でございますけれども「方位による区名あるいは他都市にある区名は避け、仙台独自の歴史や文化が表現される区名とする。」というように設定されております。またここでは記載されておられませんけれども、新潟市さんの場合は区名を絞り込みする際に、旧市町村名は使わないということを決められております。

15頁のほうをご覧いただきたいと思います。仙台市さん、千葉市さんは、2週間から1ヶ月程度で区名を募集されまして、審議開始から答申まで1.5ヶ月ぐらいで結論を出されております。また右側のさいたま市さん、新潟市さん等につきましては、1ヶ月間程度区名の募集をされまして、集計作業等の後に区名の絞り込み、さらに意向調査、これにも1ヶ月ぐらいかかっております。従いまして審議会の回数も仙台市、千葉市が3回に対しまして、さいたま市以降の政令指定都市は4回開催されております。この中で新潟市さんと静岡市さんは、検討委員会という内部の委員会を作られまして、そこでも検討をされております。そのようなこともございまして平均6ヶ月ぐらい掛けられております。だいたいいつぐらいまでに答申を出されているかということでございますけれども、頁を戻っていただきまして、10頁11頁それぞれの一番下段に答申日を書かせていただいております。仙台、千葉あたりは政令市移行の半年から9ヶ月ぐらい前、さいたま市以降になりますと、さいたま市は6ヶ月でございますけれども、静岡市さん以降につきましては、政令指定都市以降の1年ぐらい前に答申を出されております。市民の皆様への周知でございますとか、企業さん、あるいは先ほど申しましたような届出を必要とする業者の皆さんへの周知が、スムーズに行くというような配慮から、だいたい1年ぐらい前に答申を出された市が多ございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。他都市の選定の事例についてのご説明でした。こうした他都市の例を踏まえながら、熊本市は熊本市として独自のスタイルで区名の選定を進めていくということになるかと思いますが、ただ今のご説明につきまして、あるいはそれ以外でも結構ですが何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

多少今の事務局のご説明を補足いたしますと、千葉市でも東西南北はやめようとかそういうような基準が作られていたかと思います。さいたま市では原則として旧市町村の名前は付けないようにしようといったルールが取られておりましたけれども、住民の投票で過半数を得たところは区名になったりしています。静岡市は最初に広く区名のアイデアを募集して、その後その中から審議会で候補を絞って、住民の区名の投票に掛けるという段階で、東西南北はやめようということが決められたりしているようです。あとは岡山市とか新潟市だったかと思いますが、特定の地域を区の名前にするのはやめようといったことが審議会の中で基準として採用されたようです。それぞれの市によっていろいろなやり方がありますので、繰り返しになりますが熊本市に一番ふさわしいやり方について皆さんからご意見をいただければというふうに思っています。いかがでしょうか？

はい、坂田委員。

坂田委員

先に市民の皆さんからご意見をいただいて、それをここで審議したほうがいいんじゃないですか。

会長

ありがとうございました。先ほど事務局の説明にもありましたように、仙台市、千葉市は広く一般から募集して、その中から審議会で決めるというやり方を取ったわけですし、さいたま市以降は、まず最初に広く市民からアイデアを募集して、その中から審議会できくつか候補を絞って、それをもう一回住民の意見を聞くというやり方のようですが、坂田委員からは後のほうでというようなご意見だったかと思います。

他の委員さんはいかがでしょうか？はい、上村委員。

上村委員

私も坂田議長の意見に賛成です。内容はちょっと違いますけれども、区割りの審議会の際には、審議会で決まってから押し付け的に住民に聞いても意味がないから、その前に住民の意見を聞くべきだったというような意見もだいぶありましたので、そういうようなことからしましても、住民の皆さんから先に意見をお聞きする。いい意見が出ると期待されますし、そういうものを一つのたたき台というようなものにながら審議を進めたほうがいいんじゃないかと思います。それからもう一つお聞きしますけれども、市民の意見を聞く期間も必要でありますし、答申の時期といいますか、今日から審議を始めてほしいいつぐらいまでをタイムリミットとして事務局は考えているのかお尋ねしたいと思います。

会長

ありがとうございました。それでは事務局お答えをお願いします。

事務局

審議の方法次第だと思います。仙台、千葉方式を取りますと、そんなに時間はかからないかと思いますが、さいたま市以降の方式を取って意向調査までされるというふう事であれば、どうしても6ヶ月ぐらいかかるのではないかと考えます。先ほど申しましたように、他の政令市の例を見ましても何万通というような応募がっておりますので、これを整理するだけでも相当の時間が要しますので、6ヶ月間はかかるというふうに思っております。そのようなことも考慮すると、年度内にはご答申いただけたらと考えております。そうなれば、周知期間も十分取れるのではないかと考えております。

会長

ありがとうございました。来年の3月ぐらいが一応の事務局として考えているタイムリミットということのようです。そういう意味からしますと前半の区割り、区役所の位置に比べますと、時間的にかなり余裕があるかなと思いますので、しっかり議論して進めたいというふうに思います。他に何か？

はい、どうぞ。

米村委員

今日はせっかくこれだけの委員さんが集まっておられますので、ここでいろいろな意見を出していいと思います。それで私はありふれた名前だと思いますが、一応熊本市が5区になっておりますので中央、東西南北。何故かと言いますと、お年寄りとか子どもさんあたりが覚えやすいような名前がいいのではないかと私個人の意見です。

会長

ありがとうございました。米村委員のほうから具体的なご提案をいただきました。他に委員さんいかがでしょうか？

はい、崎元委員。

崎元委員

審議の進め方に対する意見なんでしょうか、あるいは具体的な区名に対する意見なんですか？どのように進められているのかちょっと分かりかねますので。

会長

私として皆さんご意見をいただきたいなと思っておりますのは、大きく3つあるんです。一つは先ほど事務局からもお話がありましたけれども、区名を選定するに当たっての基準というのが必要ではないかということです。お手元の資料の14頁には区名選定における

基本的な考え方という資料があります。ただ、個々の政令市ではさらにこれより細かな基準を審議の過程で作ったところもありますが、審議を進めるに当たって、あるいは市民の意見を聞くに当たって、最初にそうした基本的な考え方なり選定の基準というものを審議会として作っておく必要があるのではないかというふうにまず思います。

それから2番目は市民の意見を聞くということが不可欠であると思いますが、それをどういうふうな形でどのように聞くかということがあると思います。事務局の説明で、1回聞いたところ、2回聞いたところという説明がありましたが、それも例えばお手元の資料11頁以降を開いていただきますと、10頁は1回だけのところですが、11頁から2回意向調査を実行した市が並んでいますけれども、例えば11頁のさいたま市は上から5段目の欄、最初の区名の案の募集は市内の在住、在勤、在学者に対して行いまして、表記については一定の制約を作りましたと。

それから2回目について、対象者が市内の在住者で小学生以上に対して行いまして。それで区名の候補は公募の結果の上位3案と各区の特色を現した区名案の合計6案について投票を求めましたというふうになっておりまして、静岡市の場合は2段階ですが、最初のアイデア募集の段階では、さいたま市と同じように市内の在住、在勤、在学者ということでした。2段階目の区名投票につきましては、対象は市内在住者で小学生以上ということになっています。それから区名の候補につきましては、選考委員会による審議と投票、そして審議会による審議の結果選考された3案について市民に投票を求めました。括弧にありますように公募の結果の上位3案とはしなかったというふうなルールを決めています。私がさっきちょっとお話ししたのは、この段階で東西南北はやめましょうということが審議会の中で決められたということです。さいたま市の下から4段目の「投票・調査結果の取扱い」のところですが、この欄も市によってかなり違ってきているんです。さいたま市は「区名投票結果を尊重しつつ、選定委員会でさらに協議して、最終的な区名案を決定する。」ということになっていましたので、区名の投票があつてその中で4番目だったところとか5番目の候補なんかも最終的に採用されたりしているわけです。その隣の静岡市は「最多得票数となった名称を各区の候補名称とする。」ということでこれは多数決みたいなやり方だったと思います。それから次の頁の浜松市は、下から4段目の欄ですが「区名投票結果の取扱いについては、審議会の区名決定にあたっての参考とする。」ということで静岡市とは180度近い違いになっています。それから新潟市では最初のアイデア募集のところの上から5段目の欄で、対象者は市内に在住する人なんですけれども、「自治会、コミュニティ協議会、地域審議会等の団体を含む」といったような団体に対しても募集を行っているというようなこと。それと2段階目の投票では市内の在住者で小学生以上も対象としているというところに特色があります。下から4段目の最終的な投票調査結果の取扱いについては「原則として、区名意向調査で各区において最も応募の多かった候補を各区の区名とするが、全市的な整合性を考慮して、最終的に審議会で選定し答申」といったようなことでそれぞれの市でいろいろな工夫が凝らされているわけです。

従いまして、私途中まで言いかけていましたけれども、そうした選定の基準をどうするかというのが一つ、それと市民の意見をどういうふうに聞いていくかというのが一つ、最後は審議会として審議会の委員の皆さんのご意見や市民のご意見を聞いた後でこの審議会として最終的にどういうふうな結論を出していくのかと。大きくわけて3つかなと私は考えているんですけれども。区名の選定の基準、市民の意見の聞き方、審議会としてどのように取りまとめるのかというその3つについて皆さんのご意見をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか？

はい、崎元委員。

崎元委員

ありがとうございました。今の議長の話の中で意見を申し上げたいんですけれども、一つ目の基準が必要ではないかということについては、やはり審議会のある責任の下で基準が必要だろうと思います。

それと2番目の市民の意見の聞き方につきましては、時間もありますから前回の議論のように紛糾しないように公募且つその間に審議会で絞るなり意見交換をする会があって、それから投票または意見聴取をする。少し時間はかかりますけれども皆さんの意見をできるだけ反映するというやり方がいいかと思いますが、他の政令市のやり方で一つ疑問なのは、区の名前を決めるときに区民がその区の名前を決められるのかどうかということです。最後の審議会の決め方で全体を調整しながらという部分があると思うんですけれども、私としてはその辺は最初から基準というか、ある程度明確にしておいて、例えばある区は東区がいい、ある区は銀杏区がいいというコンセプトのない決まり方というのはやはり審議会としては良くないかなというふうに思います。ですから市民の提案を聞く場合も、自分の区はこの名前がいいというような意見の出し方ではなくて、全体を考えて5つセットで提案を受けてやるのが我々としても議論がしやすいというふうに思います。以上です。

会長

ありがとうございました。今3つの論点といたしますか、こういうことをご相談したいということでお話したんですが、事務局とは全く打ち合わせてなくてここで私が思いついたことを申し上げたんですけれども、もしそれで良ければ今のような論点ごとにご意見をお伺いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか？

はい、坂田委員。

坂田委員

先ほど言いましたように、今、崎元委員からもありましたように、1回公募をして全体で5区がありますから、自分たちの区を何に決めるとかそういう形は駄目だと思うんですよ。そしてその中で考えている方は出されると思うので、その中で審議会としていくつ

か搾り出してしたほうが先ほども言いましたように市民の意見を一番に聞くということで一番いいと思いますけども。

会長

その場合に2段階ということにして、最初は広くアイデア募集というようなことになると思いますが、それに当たっても何かの基準といいますか基本的な考え方というものを決めておくべきか否かということにもなるとは思います。

坂田委員

先ほど崎元委員が言われたように、自分たちだけの区ということではなくて、全市の5つの区を出してくださいということで募集すればいいんじゃないんですか？

会長

他の委員さんいかがでしょう？

はい、上野副会長。

上野副会長

崎元委員さんのセットでという部分は、あとでの混乱を避ける意味においても一つのいい方法かなと思うんですが、仮に東西南北の東だけとってあとは歴史的な地名を付けたいとかそういうような案が出てきた時に、少し柔軟性を欠く結論を導かざるを得ないかなと気になったところなんですね。それともう一つは、例えば私の好みかもしれませんが、全部ひらがなの区名とかは避けた方がいいかなと思っています。あるいは造語をすとか語呂合わせをすとか。これも微妙なんですが、旧町名を避けるというのは一つの見識ではあるんですが、例があまり良くないかもしれませんが、例えば城南という地名は町の名前なんですが、結構広いエリアを指す意味合いもありますね。他にもあるかも知れないんですが、そういうものをどういうふうに取り扱っていくのかということが仮にある一域だけ組織票で出されるとものすごく出てしまう、それをどう処理していいのかという問題も裏腹になるんですけれども、その辺の考え方も少し議論しておくといいかなと思いました。

会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか？

市民の皆さんにアイデアを募集するに当たりまして、あまり細かく要件を決めるということは私も賛成しませんが、ある程度審議会として意見を募るわけですので、この審議会の見識というところちょっとオーバーですが、これからこういう方向で審議を進めていきたい、この範囲で議論をしたい、従ってこういうような一つの目安をもってアイデアを募集

しますとか、そういうものは、いるかなという気もするんですが、いかがでしょうか？全く何もなしに出してくださいというのもちよっとどうかなという気もするんですが。

はい、崎元委員。

崎元委員

その議長のお考えに賛成をいたします。14頁に先行の参考事例があります。なるほどと思う部分も多いので、議長が言われるようにあまり細かく規定するとアイデアが出ないので。ただ、事務局が区名を募集しますというふうに言ってもうまく浮かばないこともありますので、そんなに厳しくしなくても当然考えられること。ここでいい事を決めているなというものを拾って、概括的な基準を作って募集するというのがいいかと思います。各区の特色を表現するとか、誰もがその地域だとわかるとか、語調が良いとか、各区の名称の整合性を考慮するとか、簡潔であるとか、区の一体感とか、これは当然のことですのでそういうことで良いご提案ございませんかというような求め方がいいかと思います。

会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか？

はい、米村委員。

米村委員

先ほど中央、東西南北と申しましたが、さっき意見が出ましたように城南は城南で、熊本市は熊本城がシンボルでございますので、お城を中心に城南、それと今現在、城西というのがありますよね。城東、城北。中央が何と名前を付けるか分かりませんが、お城の名前をとってそういう名前もどうだろうかという意見です。

会長

ありがとうございました。いろいろな審議会でルールを決めていく中では、中央区というのが中央と地方というイメージで、地方分権に合わないとか言って中央をやめましょうというようなことを決めた市もあったようです。あとは浜松市では中央区というのが住民投票で一番多かったんですけども、別の区に地名として中央何丁目というのがいくつもあるということでそうすると中央とすると混乱するということで中央というのはやめましょうというふうになったところもありますし、中央区という名前を付けたところもあります。これもそれぞれの地域の事情だと思いますが、そうした議論も、いずれこの審議会が必要かというふう思っています。その前段として広くアイデアを募集するというのは私も必要なというふうに思います。

今議論しておりましたのは、その際に少し抽象的ではあるけれども、何かルールが必要ではないかというご意見を崎元委員からもいただきましたが、他都市の例も見ながら、そ

ういう範囲で何かルールを決めるということについて、事務局で次回までに検討してもらおうということによろしければ、そのようにさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは事務局は、次回までにそうしたことについてのたたき台を準備して下さい。

はい、どうぞ。

事務局

区名選定における基本的な考え方と、公募に当たってのルールの2種類というふうに理解してよろしいでしょうか？

会長

そういうことによろしいでしょうか？公募というには第1段階目ということですね。よろしいですか。そうした基本的な考え方、あるいは選定の基準について次回たたき台を出していただきたいと思います。

それから私が3つ本日の論点ということで申し上げましたが、2番目の市民の皆さんのご意見をどのように聞くかということにつきましては、何人かの委員さんからご発言いただきましたが、千葉市や仙台市ではなく、浜松市以降の政令市の例のように、2段階で広く最初にアイデアを募集して、その後審議会で具体的な候補を選んでいくというやり方によろしいでしょうか？そうしましたら市民の意見の聞き方ということにつきましてはそういうことにさせていただきたいと思います。具体的な段取りにつきましては、これも次回事務局からたたき台を提示していただけますでしょうか？

事務局

はい、わかりました。

会長

よろしく申し上げます。

その後の話ということになりますし、これは具体的にどういうアイデアが出てくるかにもよりますけれども、いくつかの市でいろいろ議論、トラブルになったというお話をしましたが、それは次の段階の審議会としてどういうふうに結論を取りまとめるかというような時点で、いくつか問題になったケースがあるようであります。このあたりにつきましてはも例えばさっき私ご紹介しましたように、2段階目の投票で多い順に決めていくという

ふうに決めていたところもありますし、そうではなくしてその結果を参考にして審議会が決めるんだというふうなルールを作っていたところもありますが、そのあたりにつきましてはどういうふうに皆さんはお考えでしょうか？

はい、林委員。

林委員

公募をするとどんなアイデアが出てくるか楽しみなんですけれども、数が多い順と今の段階で決めておかずに、アイデアがたくさん出揃ったのを見させていただいて、それから数だけではなくてユニークさなど、例えば先ほどおっしゃった市民に愛着を持たれるような区名というような、きらりと光ったようなものがあれば、皆さんで検討すればいいのではないかなと思います。

会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか？

どうぞ、森委員。

森委員

さっき米村委員が言われたように、お年よりも子どもも覚えやすいのは東西南北、中央。中央は駄目だとおっしゃられましたけれども、これが一般的だと思いますので、その上に何か中央は頭に何か付けて中区、西区、南区ということを考えてほうが一番いいのではないだろうかと思えます。

会長

ありがとうございます。私も中央区が駄目だと言ったんじゃないんですね。他の市ではこういう議論もありましたというのを紹介しただけですので。ただし、若干心配なのは林委員もおっしゃいましたけれども、最初にアイデアを募集して特定の名前にすごくたくさんの方が応募すると。ですから5万人6万人の中で1万票近く取ったのがあると、それをその後でふるい落とせるかどうかという心配があるんですけれども。

はい、崎元委員。

崎元委員

今の意味合いは、区民がその区の区名を選択できるのかということを確認しておかないと、その票数というのは自分の名前として入れてくる、その意見聴取の仕方をするのかということをあらかじめ決めておかないと混乱してしまう。ですからある程度セットという形にするのか、個別の募集をしてここで編集をするのかという点は議論しておく必要があると思えます。

会長

そうですね。

崎元委員

それからもう一点、東西南北の話が出ていますけれども、それは公募をして次の意見聴取にかかるときに、当然この委員の案として各委員が個人的にこの案がいいという提案をされてそれを含めて意見聴取、投票するという手続きにすればいいと思います。

会長

ありがとうございました。第1回目第2回目の募集の方法についても先ほどの資料11頁以降に整理してあります。最初のアイデア募集の段階では1通で1つの区でも複数の区でも全部の区でも応募が可能ですよというふうになっているところが多いように思います。2段階目の投票では、その区に住んでいる人というところはどこかありましたか？事務局。

事務局

11頁でございます、さいたま市が。

会長

さいたま市が「住んでいる区の区名を1票投票」、静岡市は「いずれの区の名称も応募可」。さいたま市以外はどここの区でも可能ということですかね？

事務局

そうです。さいたま市だけが自分の区だけしか投票ができないということになっております。

会長

あとは私が記憶しているのは、新潟市では2段階目の投票の時点で応募した人に今どこに住んでいるのかを記入してもらって、その区に住んでいる人の意向はこうですよと、それ以外の区に住んでいる人の意向はこうですよというのを分けて、その区の住民の意向、それから市全体の市民の意向というふうに分類して議論したようですので、これもいろいろなやり方があると思います。できたら次回にもっと詳しい資料を示していただければと思いますけれども。

はい、林委員。

林委員

確認したいことがあります。投票などがあって最多得票数をどういうふうに扱うのか、どういうふうにするのかということは大事なところだと思うんですけども、さいたま市の「それを尊重しつつ」というのは参考にできると考えます。「区名投票結果を尊重しつつ、選定委員会でさらに協議して、最終的な区名案を決定する。」というのは大事なところではないかなと考えます。必ずしも最多得票数だったからそれで決まりということではなくて、あくまでも参考ですということは大事なところではないかと思います。

会長

ありがとうございます。例えばその次の頁の浜松市の下から4段目のところで「区名投票結果の取扱いについては、審議会の区名決定にあたっての参考とする。」となっていますが、どちらのほうの方がよろしいでしょうか？

林委員

「参考とする。」

会長

あとのほうがいいですか？ありがとうございました。

上村委員、どうぞ。

上村委員

林委員さんの意見と全く同感です。事務局のほうからどういう基準がたたき台として出されてくるのか分かりませんが、基準に照らし合わせて、市民の意見については総合的に判断をしながら審議会の中で結論を出していくということで、そういった意味で基準というのが1つの大きな最終決定の判断材料になると思います。

会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか？今日はいろいろなご意見いただいて、それを基に事務局にたたき台を作ってもらおうという前提で進めておりますので、何でも結構ですのでお願いいたします。

はい、上野副会長。

上野副会長

先ほど発言させていただいた意見と同じ話になるのですが、先ほど崎元委員がおっしゃられたセットで出すことのメリットというのは、最後に判断する部分でとって重要なんです。ただ、1回目にとるときにセットにするとなかなか出ないという懸念も若干ありまして、その制約と求めていく部分をどう調和させたらいいのかというのを、もう少し皆

さん方のご意見を伺えたら、事務局も案が作りやすくなるのではないかなと思うんですが。

会長

いろいろなアイデアを広く募集したいけれども、その1つの制約範囲といいますか、ルールの範囲内ということですね。それを少し決めておいたほうがいいんじゃないかと。

上野副会長

だから1回目は何でもOK、2回目はセットで求めるとか何か工夫ができるかなと思うんですが。

崎元委員

2回求める？

上野副会長

2回求めることになりませぬ、今の議論では。

会長

アイデア募集についておっしゃっているんですか？

崎元委員

ええ。アイデア募集は1回。

上野副会長

アイデア募集は1回。

崎元委員

だから1区ごとの公募名称をもらって、ここで編集作業をしてセットにして意見を求めるでもいいですよ。

会長

2段階目はとにかく5つの区について公募をいくつか出してそれでも求めるということに成らざるを得ないでしょう。その中で意向調査とか投票とかいろいろ言っていますが、5つの区の5人ぐらいの候補者の中で1つしか選ばない人もいるかもしれないけれども、それはそれとしてとにかくセットで。

崎元委員

セットがいいですよ。

会長

そうですね。あと例えば静岡市の場合は最初に全部フリーで応募して、第2段階目の意向聴取の際に、審議会で東西南北は外しますよと言ったら一番たくさんの意見の東西南北を外すのはいかがかというように議論もかなり出たようです。静岡市の場合はそんなにもめたという例ではないんですけども。だからルールといいますか、基準をどこまで最初の段階で決めておくかということもよく考えなければいけないかなというふうに思っています。

坂田委員

結局は熊本市というのが一番頭に来るわけですよ。熊本市は熊本市の中であとは何区ということだから、結局は整合性も考えなければいけないと。それぞれに先ほどから出ておりますように一番東西南北というのが分かりやすいし、そういうことも大事。だから熊本市というのが一番頭に来て、その後が何区ということだから、セットで応募したらいいと思うんですよ。その一つの区ということじゃなくて。その方が私はいいと思います。

会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか？

はい、上野副会長。

上野副会長

何度もすみません。せっかくだから本当に良い名前が出ればいいなと思っているんですが、例えば熊本の地域性を表すシンボリックなお城、こういうようなものを表象させるようなイメージがどこかに入れればいいなと思っていて、5つお城にちなんだようなつながりのものを、何個も考えられるかと言われるとなかなか難しく、そうすると1つ2つならいいのは思いつくんですけども、あとのものが出てこないということをできれば避けながら、素晴らしいアイデアは取り入れて、できるだけ整合性を持たせたセットに編成しなোসというそういう良い案があればなと思うんですよ。

会長

そうですね。皆さんにお知恵を出していただくということになると思います。参考までに私の知っている範囲で申し上げますと、仙台市の青葉区というのは青葉城で青葉区。若林区というのも伊達政宗のもとの居城の名前。宮城野区というのは万葉集が何かに出てくる名前ですし、静岡市の葵区というのは駿府城、徳川家康の居城があったところの区名が葵区というようになっていまして、東西南北を排除したところは、こういった歴史と

か自然とかというようなものを前提に名前を付けているようですね。これがうまく熊本市の5つの区に出ればということですかね。あとは先ほど林委員がおっしゃったように、最初のアイデア募集の時点では、仮に1万票の提案があってもその隣に1票でもすごくきらりと光るアイデアがあれば、それも大いに検討に値し、対等に扱ってもいいのではないかというお話ですね。そのようなことも、第1回目では市民の皆さんに提案される前提としてお示したほうが良いかなと私も思います。

他にいかがでしょうか？事務局のほうは何か次回まで作業にあたって、委員さんからこういう点についてはどうしたらいいのでしょうか？とそういうのはありませんか？

事務局

まず、セットにするのとセットにしないのでは募集の方法も変わってくると思います。まず5つ全部書いてないと無効ですというような取り扱い、この辺をお決めいただけたほうが次のたたき台は出しやすくなります。

会長

それも第1段階目と第2段階目でまたありますよね。崎元先生がおっしゃったセットでというのは第2段階目のお話でしょうか？第1段階目からということでしょうか？

崎元委員

最初は両方ともと思ったんですけれども、上野副会長のご意見もあるし、私もセットで考えようとしているんですけれども上野副会長がおっしゃるようになかなか難しい。ですから最初に公募してアイデアを出す段階では1区だけこういうのがあるというのをセットに拘らずに求めて、2回目の聞き方が難しいんですけれどもこちらから提示するのはセットだと思っただけなんですけれども、さっき会長が言われたように同意は個別でもいいとか全体を同意するとかそれを仕分けた票が取れば一番いいですね。

会長

そうですね。ありがとうございました。そんな感じでいいですか？

事務局

すみません、2回目でセットを審議会の委員さんが組み合わせを作られるということでのよろしいでしょうか？

会長

だから1区で候補者を5人並べるとか、2区でも5人並べるとかそんなふうなことで。

事務局

そういうようなイメージですね。1セット1セットではないわけですね。東西南北1つのセットで、銀杏区とか何とかが1つのセットというイメージではないわけですね？

会長

それはまた議論しなければなりません、そういうセットを作るとかなり大変かもしれませんね。

事務局

かなり大変だと思いましたのでお尋ねさせていただきました。

会長

はい、戸内委員。

戸内委員

熊本市の区名を付けるのは単純明快でいかがかなと。要は最初の応募で、先ほどから出ているようにセットならセットで、熊本市の5区は決まっているわけですから、この5区をセットで何区何区と募集をされて2回もする必要はないと思う。1回募集をして、この審議会で決めていくという形のほうがいい。先ほどから出ているように、参考にするとおっしゃいますけれども、これを公開した場合に何故一番多い区名を採用しなかったのかと、それを皆さん方に説得できる材料が出てくるかということなんです。私は公募する以上は一番多いやつを参考にしながら、この審議会で検討をすべきだろうと思います。そうしないと市民に説得できないですよ。私共は中学校の校名を聞いたときにもあったんです。やはり小学校の高学年から校名も含めて募集をしてくださいというふうにやったんですけれども、そうしましたら、やはり学校単位、特に子供たちのほうから圧倒的に下益城城南中を残してほしいということでそれが一番多かった。それを参考にして校名を検討委員会で決めようとしたけれども、ある委員さん達から一番多いやつを何故採用しないんだと、どうやって子供達を説得するんだと、騙したんじゃないかというようないろいろ話が出て、最終的にはそういう形で決めた経緯があるんです。ですから、ここは単純明快で広く熊本市の老若男女の方々から意見を募集して、この審議会で決めるべきではなからうかと。そのための審議会ではなからうかと思えます。

会長

ありがとうございました。林委員いかがでしょうか？

林委員

そのための審議会じゃないかとおっしゃったところはそのとおりです。でも、中身が最も多かったものに決めるということであれば、決め方だけを討議すればいいということになりますけれども、もっといいアイデアが出てくるかもしれない。それは信頼してもいいと思います。もっと期待して何か出てくるかもしれない。結果的に最も多かった区名になるかもしれないけれども、今の段階で数が多いのにしましょうとそこまで決めておかなくてもいいのではないかなと思います。

会長

ありがとうございました。さっき1万票を集めた案と1票の案を対等に扱ってはというお話を私もしましたし、そんなご趣旨ですね。いろいろなアイデアが出てくると思いますので、そのあたりは林委員がおっしゃることも理解できるわけですが、戸内委員がおっしゃったように老若男女いろいろな人たちから意見を集めるということは、私もそれが望ましいと思います。ですからさっき見てもらいましたように居住者だけでなく、通勤通学の人にもアイデア出してもらって結構ですよとか、小学生も中学生も応募してくださいというようなやり方をやったところもありますので、私はそれこそ熊本市の未来を議論する場ですから、老若男女、子ども達にも参加してもらったらいいかなと思います。あと熊本市外に住んでいる方。私も4年ぐらい前まで東京に住んでおまして、そのころに知り合いだった熊本出身の方から、いろいろこういう案がいいんじゃないかとメールをもらったり、電話をもらったりしていますので、これは他所ではあまりやっていないと思いますけれども熊本市にゆかりのある方にはアイデアのご提案を呼びかけるというのもいいかなというふうにかねてから思っておりましたので、少し発言させていただきます。

はい、崎元委員。

崎元委員

戸内委員の意見は、この10頁の仙台市、千葉市方式でいこうというご提案をされたので、今議論の流れはそれ以外の区名投票、区名意向調査をするという部分と、仙台、千葉方式で1回聞いて審議会で決めればいいのかという戸内委員の意見。これを今日決めるのか次回決めるのかを明確にしておいてください。

会長

今の崎元委員のお話につきましては、今日のご意見を基に事務局でたたき台を作ってもらって次回決めるというつもりでありますので、それでよろしければ今日の意見を踏まえて事務局で次回案を用意してください。よろしいでしょうか？

他にいかがでしょうか？

はい、赤星委員。

赤星委員

私は区名でこんなに大変なことかと痛切に感じているんですけども、やはり多くの人に関心を持ってもらうという点で、広く公募をして、最終的には審議会としての結論。だから1次的な公募をして、それを審議会としてそれなりにまとめて次の2段階では選択してもらうという形の市民への返しを。そういう2段階は私は賛成です。ただ、5つセットというのはいいアイデアだと思いましたがけれども、いろいろ議論を聞いていると出しにくいとかあるでしょうし、だから1次の時の皆さんのご意見を聞くというのは、5セットももちろん可能ですし、たくさん意見を聞くという段階にして聞いた後の審議会で、もう少し煮詰めて皆さんに選択してもらうときに、5つの1セットで提示して意見をいただく方法がいいのかなと思っています。

会長

ありがとうございました。老若男女から出してもらうには、小学生だと1つか2つしか思いつかないということもありますから、最初のアイデア募集の段階ではそちらのほうがいいように思いますね。その後どういうふうに絞っていくのかということについては、相当工夫をしなければいけないと思いますので、そういったことも次回に引き続きご検討いただけたらというふうに思います。他にありませんか？

はい、高木委員。

高木委員

意見といたしますか、次回に資料を揃えていただく時のお願いなんですけど、この中で各都市の人口が分からなくて投票数とのバランスがちょっと分からないんです。各都市の人口の差も分かりませんし。例えば新潟と岡山を比べますと1段階の時の応募数は新潟では1万4,900、岡山では5,500とかなりの差があります。2段階の投票では新潟は3万4千、逆に岡山は6万に増えています。ここに何かあるのかなと、方法の違いがあったのかなと思いますので、新潟と岡山の人口の差はどうなんだろうと見たときにちょっと分かりにくかったので、もしよければ人口も付けていただければ参考になるのではないかと思います。

会長

おっしゃるとおりですね。いくつか理由があるんですよ。要するに応募を積極的に働きかけるようなやり方でやったところは応募数、投票数が非常に高くなっている。ですから、熊本で言う市政だよりを配布する時に、応募のはがきを一緒に入れたとか、あるいは切手を貼らずに応募できるようにしたとか、小学校とか中学校にもこういうことをやるからアイデアを出してくださいと呼びかけたとか、いろんな取り組みをしていると思います。そういうことも次回説明してほしいと思いますし、できたら多くの市民に関心を持って

らうということが大事かと思imasので、予算がどの程度あるのか私は全く分かりませんが、いろいろな工夫をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか？

事務局

はい。

会長

他にいかがでしょうか？

本日の段階は最初にお話しましたように皆さんから自由なご意見をいただいて次回のたたき台の材料とさせていただくということでしたので、本日はこれをもちまして終了とさせていただきたいというふうに思います。事務局から何か連絡事項等はありませんか？

事務局

今回の開催でございますけれども、かなり宿題をいただきましたので7月末を目処に各委員さんの日程をお伺いして決定させていただきたいと思imasけれども、それでよろしいでしょうか？

会長

ということですがよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

そういたしましたら次回は7月末に別途事務局から調整をさせていただくということにさせていただきたいと思imas。

それでは、本日は以上を持ちまして終了させていただきたいと思imas。委員の皆さんには審議にご協力いただきまして感謝申し上げます。また次回よろしくお願いいたします。ありがとうございました。